第5回子どもの権利擁護に関するワーキングチームにおけるヒアリング(令和2年12月14日)

子どもの権利擁護に係る実証モデル事業の実施状況

大分県

1 推進体制

- ・関係者への事業内容の説明や、施設・里親・ファミリーホームとの事業開始前の打合せ、 児童相談所職員への研修など、全般的に大分大学の協力を得て推進。
- ・意見表明支援員の養成等については、大分大学に委託して実施中。

2 運営体制

(1)児童福祉審議会

・既存の部会(大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会※)(以下「児童相談部会」)を活用。

※児童相談部会

児童を児童福祉施設へ入所させる措置等に関すること、被措置児童等虐待に関すること、児童虐待による死亡事例等の検証及び再発防止策の検討に関することについて審議するための部会。弁護士、医師、大学教授など委員8名。これまで年6回開催。

- ・子どもの意見表明に関する事案の審議は、臨時会を開催して行う。
- ・モデル事業の実施状況を踏まえ、新たに権利擁護部会(委員5名程度)の設置を検討する予定。

(2)事務局

・児童相談部会の事務局(大分県福祉保健部こども・家庭支援課。主担当、副担当の2名体制)が、児童相談部会臨時会に関する庶務についても担当。

(3)子ども権利擁護調査員

・権利擁護調査員業務を行う職員として県が嘱託職員を募集し(望ましい資格:社会福祉 士等)、1名雇用。児童相談部会事務局に配置。

【調査員の主な業務】

- ・子どもから意見表明を受付
- ・大分大学権利擁護教育研究センター(以下「大学」)へ意見表明支援員の手配を依頼
- 児童相談部会臨時会の開催日程を調整
- ・児童相談所等への照会・調査

- 児童相談部会臨時会へ調査結果を報告
- ・子どもへ審議結果を報告、児童相談所等へ意見具申
- ・児童相談所の対応結果を確認、子どもへ対応結果を報告
- 児童相談部会定例会へ対応結果を報告

(4) 意見表明支援員

- 県が、大分大学に、意見表明支援員の養成等を委託。
- ・子どもアドボケイト養成研修等により、意見表明支援員を20名養成。

【大学の主な役割】

- ・ 意見表明支援員の養成
- ・ 意見表明支援員の活動の調整 (人選等)
- ・意見表明支援員への研修

【意見表明支援員の主な業務】

- ・児童養護施設・里親・ファミリーホームへの巡回訪問による意見表明の仕組みについての啓発活動
- 一時保護所への定期訪問
- ・意見表明支援員との面談を希望する子どもとの面談
- ・児童相談所や児童相談部会等への意見表明支援を希望する子どもへの支援
- ・児童相談部会の審議結果等を権利擁護調査員が子どもへ報告する場面での同席

3 実施方針

- ・施設職員や里親との事前協議を十分に行う。
- ・実施状況を確認しながら、徐々に対象施設等を拡大する。

【参考】大分県の規模(R2.3.31 現在)

児童相談所2箇所一時保護所1箇所児童養護施設9箇所子どもを委託している里親83組ファミリーホーム11箇所

4 実施方法

(1)一時保護所

1制度説明

- ・対象児童は、小学生以上の全ての児童。
- ・担当児童福祉司等が、子どもが一時保護所へ入所した後、速やかにリーフレット(別

添)を用いて子どもに制度を説明する。

②意見表明支援員との面談

- ・意見表明支援員の面談日は週1回。4名体制(2名×2班)で実施。
- ・面談当日の読書の時間(小学生以上が一時保護所内の教室に集合)を利用して、権利 擁護調査員・事務局職員が子どもに用紙を配布し〇×を記入していただき回収する方 法で面談希望者を募集。
- ・権利擁護調査員・事務局職員が順番に子どもを面談へ案内。

③意見表明支援

- ・面談の結果、子どもが担当児童福祉司等への意見表明支援を希望する場合は、意見表明支援員から報告を受けた権利擁護調査員が直ちに担当児童福祉司等の都合を確認し、面談当日に意見表明支援できるよう調整。担当児童福祉司等への意見表明が可能な場合は、意見表明支援員が同席して子どもの意見表明を支援する。
- ・子どもが児童相談部会での意見表明支援を希望する場合は、児童相談部会臨時会に意 見表明支援員も出席して子どもの意見表明を支援する。

4調査・審議・意見具申

- ・子どもが児童相談部会での審議を希望する場合は、権利擁護調査員が審議に必要な調査を実施する。
- ・児童相談部会臨時会を開催し審議。審議の結果、児童相談所等へ意見具申することに なった場合は、事務局が速やかに具申書を発出。

⑤子どもへの結果報告

- ・権利擁護調査員は、児童相談部会臨時会後、速やかに審議結果を子どもへ報告し、また、意見具申を受け児童相談所等が対応した場合は、対応結果を速やかに子どもへ報告する。
- ・子どもの希望に沿わない結果を報告する場合など、必要に応じて意見表明支援員も同 席する。

(2) 児童養護施設

1制度説明

- ・施設長等への事前説明のうえ、後日、職員全体に対し、事業内容や子どもへの説明用 資料等について説明。資料の内容や実施方法等について意見交換を行う。
- ・子どもへの説明は、子どもの理解力等に応じて全体を3つ程度のグループに分けて実施。権利擁護調査員と意見表明支援員が施設を巡回訪問し、説明資料等を用いて制度を説明。各グループ2回実施した後にその後の進め方を検討する予定。

②意見表明支援員との面談

- ・子ども本人や施設職員から意見表明支援員の呼び寄せ依頼を受付けた事務局が、大学 へ意見表明支援員の手配を依頼。事務局が面談日時を調整。
- ・意見表明支援員が子どもと面談。
- ・子どもが希望する場合には、巡回訪問当日に面談することもある。

③意見表明支援

- ・面談の結果、子どもが担当児童福祉司等への意見表明支援を希望する場合は、意見表明支援員から報告を受けた権利擁護調査員が担当児童福祉司等の都合を確認し、後日、 意見表明支援員が同席して子どもの意見表明を支援する。
- ・子どもが児童相談部会での意見表明支援を希望する場合は、児童相談部会臨時会に意 見表明支援員も出席して子どもの意見表明を支援する。

4調査・審議・意見具申

(一時保護所と同じ)

⑤子どもへの結果報告

(一時保護所と同じ)

(3) 里親・ファミリーホーム

1)制度説明

- ・里親サロンで里親へ、事業内容や子どもへの説明用資料等について説明。資料の内容 や実施方法等について意見交換を行う。里親と意見表明支援員の顔合わせ、訪問時の ロールプレイも実施。
- ・子どもへの説明は、意見表明支援員が里親家庭を巡回訪問し、説明資料等を用いて説明。初回は里親も同席。2回実施た後にその後の進め方を検討する予定。

②意見表明支援員との面談

- ・子ども本人や里親から意見表明支援員の呼び寄せ依頼を受付けた事務局が、大学へ意 見表明支援員の手配を依頼。事務局が面談日時を調整。
- ・意見表明支援員が子どもと面談。
- ・子どもが希望する場合は、巡回訪問当日に面談することもある。

③意見表明支援

(児童養護施設と同じ)

4調査・審議・意見具申

(児童養護施設と同じ)

⑤子どもへの結果報告

(児童養護施設と同じ)

5 実施状況

(1)一時保護所

- ·11月30日 定期訪問1回目
- ·12月07日 定期訪問2回目

(2) 児童養護施設

•12月02日 巡回訪問1回目

13 名の小学生に制度説明

12月~1月に巡回訪問6回(3グループ×2回)予定

・12月07日 2箇所目児童養護施設への事前説明2月~3月に巡回訪問6回(3グループ×2回)計画中

(3) 里親・ファミリーホーム

•12月13日 巡回訪問開始

大分県里親会6ブロック中、今年度は1ブロックを対象 各里親家庭2回巡回予定

6 その他

(1) 意見表明支援員の養成等

①募集

- 「アドボケイト養成研修」の開催をHPで案内。
- ・一方で、平成30年度大分大学公開講座「子どもアドボカシーってなんだろう?」受講者を中心に募集。

2)養成

- ・「アドボケイト養成研修」(別添。受講者33名)を3日間開催。
- ・「アドボケイト事前講習会」(アドボケイト候補者 21 名を対象にロールプレイ等)を 2 回開催。
- ・大学がアドボケイト候補者を対象に毎月実施する研修会や随時行うスーパーバイズ。

③活用

- ・一時保護所、施設、里親等の別に、担当者を決めて巡回等を実施中。
- ・呼び寄せ依頼を受けて対応する場合は、その都度大学が人選。

4)評価

・当事者アンケートを実施するなどの方法による評価を検討中。

⑤ 今後

・モデル事業の実施状況を踏まえ、新たな候補者の養成を検討する予定。

(2) 他自治体が施設入所措置している子どもに対する意見表明支援

- ・制度説明や意見表明支援員との面談については、本県が措置している子どもと同じように行い、施設における生活上の困りなどは本県において対応する。
- ・児童相談所の措置に関することなど本県では対応できない内容の場合は、子どもが希望すれば、措置する児童相談所へ伝える。

(3) 事業開始前の意見表明支援

- ・緊急対応には児童心理司が必ず同行。児童心理司が現地で子どもと面談し、意向確認 などを行っている。
- ・一時保護所に入所した場合は、一時保護所用の権利ノートを配布。一時保護所には意 見箱を設置している。
- ・一時保護中の子どもの意見は児童心理司等が聴き取り、援助方針は子どもの意見も踏

まえて決定している。

- ・施設や里親家庭での生活が始まる前に、子どもに権利ノートを配布。権利ノートには、 運営適正化委員会あての切手付相談ハガキが付いている。
- ・施設や里親家庭を訪問し子どもと面談。生活上の困り等を聴き、必要に応じて対応。